

○臨床検査技師の皆様へ○

公募により決定された検体採取に関するシンボルマークです。修了バッジにも使用されます。



正しい検査は、正しい検体採取から

～検査のプロが責任を持って採取しています～

◇臨床検査技師等に関する法律の一部改正

医師または歯科医師の具体的指示のもと、私たち臨床検査技師には採血が認められています。臨床検査技師が行う検査について、その精度を高くするとともに、迅速な処理を行う観点から、当該検査と一貫して行う必要がある場合を想定して、時間をかけた検討がなされてきました。

その結果、臨床検査技師等に関する法律の一部が改正され、採血に加え、平成27年4月より以下の業務が臨床検査技師の業務として認められました。

◇実施可能となる業務

- ①鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ②表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③皮膚並びに体表及び口腔の病変部位の膿を採取する行為
- ④鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤綿棒を用いて肛門からの糞便を採取する行為
- ⑥基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ⑦電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

※⑥⑦は省令で定められた生理学的検査への追加

平成28年4月1日より前に入学・入所した学生・生徒は新たな検体採取を行おうとするときは、あらかじめ厚生労働省指定講習会の受講が必要です。

医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、研修の受講が義務付けられている者のほか、臨床検査技師の養成課程において、検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師については、検体採取を業として行うに先だって、本告示で指定する研修を受ける必要があることとされています。

日臨技では、全ての会員の受講を推進しており、全国の臨床検査技師が上記業務が円滑に行えるよう、厚生労働省指定講習会を各地で開催しており、平成30年12月末現在で約49,000名を越える臨床検査技師が修了しています。

講習会修了者には、修了証書と修了バッジをお渡しします。このバッジは検体を採取する時には着用をお願い致します。講習会の開催情報は当会HPでご確認ください。



上記①の検体採取

